

# 世界遺産委員会の勧告を踏まえた小笠原諸島保全管理対策等事業

727百万円（0百万円）

自然環境局自然環境計画課

## 1. 事業の目的

平成23年6月に開催された第35回世界遺産委員会において「小笠原諸島」（東京都）が新たに世界自然遺産として登録された。

世界遺産条約第5条では自国の自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発することとされており、小笠原諸島が有する世界的に顕著な普遍的価値を保全していくことが日本の責務となった。

小笠原諸島では、陸産貝類、昆虫類をはじめとする独自の生物相が世界遺産の価値として認められているが、侵略的な外来種の影響等によりこれらの生息が脅かされており、現に絶滅の危機に瀕している種もある。世界遺産に登録された際の世界遺産委員会からの勧告では、侵略的な外来種への対策等が要請されており、これらの勧告事項に適切に対応し、世界遺産としての価値を維持する必要がある。なお、世界遺産の価値を構成する要素が喪失した場合には、世界遺産としての根拠を失うこととなり、危機遺産への登録や世界遺産一覧表から削除されることとなる。

さらに、平成23年の世界遺産登録以降、利用者が例年の3割程度増加しており、また、定期航路以外のクルーズ船による入島者も増加している。そのため、利用者により引き起こされる生態系の攪乱のリスク等への早急な対応も必要である。

これらの状況を踏まえ、本事業においては、世界遺産の価値の保全対策を、地元との合意形成を図りつつ一層推進することによって、世界遺産としての価値を維持するとともに、世界遺産登録時の世界遺産委員会からの勧告を遵守し、条約に定められた締約国の義務を果たすことを目的とする。

## 2. 事業の概要

### ① 小笠原諸島世界自然遺産地域への外来種持ち込み防止対策の強化

小笠原諸島世界自然遺産地域の自然環境の保全管理に関する各種問い合わせに総合的に対応し、住民、来島者、事業者等への適切な指導を行う窓口機能を試験的に設置運用する。また、小笠原諸島の利用者の主要通過地点において外来種持ち込み防止方法の指導等を実施する。

### ② 世界自然遺産登録後の新たな課題への対応

小笠原諸島では各機関が連携した生態系の保全対策が実施されているが、これ

までの科学的知見の蓄積や新たな外来種の侵入等にもない、さまざまな課題が明らかとなっている。このため、本事業においては、小笠原諸島の地域特性に合致した外来種対策・生態系保全の技術的手法を確立するための検討調査・実証試験などを行う。

### 3. 積算

○小笠原諸島世界自然遺産地域への外来種持ち込み防止対策の強化

97百万

○世界自然遺産登録後の新たな課題への対応（外来種駆除実証試験等）

630百万

# 世界遺産委員会の勧告を踏まえた小笠原諸島保全管理対策等事業

- 本年6月に我が国4番目の世界自然遺産として、“小笠原諸島”が登録。
- 登録時の勧告事項(侵略的な外来種対策の実施など)を踏まえ、小笠原諸島の世界的に貴重な価値を将来に引き継ぐため、より一層質の高い保全管理を行うことが必要。

## 小笠原諸島世界自然遺産地域への 外来種持ち込み防止対策の強化

地元住民等に対する物資持ち込み方法の相談窓口の整備、旅行者等に対する外来種を持ち込まない方法の指導(ゲート機能)を行う。



固有の陸産貝類の生息を脅かす  
ニューギニアヤガタリカズムシ

(要求内容)

- ・世界遺産の保全管理の窓口体制整備
- ・世界遺産ゲート機能試験運用

## 世界自然遺産登録後の新たな課題への 対応

外来ほ乳類の駆除(ネズミ類)・根絶(ノネコ)や有人島(父島)における外来動物の駆除(ノヤギ)など、世界自然遺産登録後の新たな課題に対応する技術的手法を確立するための実証試験等を行う。

(要求内容)

- ・外来ほ乳類(ネズミ類)駆除実証試験
- ・外来ほ乳類(ノネコ)根絶対策
- ・有人島におけるネズミ類コントロールの実証試験
- ・父島における外来ほ乳類(ノヤギ)根絶対策



ノヤギの群れ(写真は聳島)



- ◆ 小笠原諸島世界自然遺産の適切な保全管理を推進
- ◆ 貴重な自然資源の活用による安定的な利用者の確保、質の高い自然体験の提供